

学校の臨時休業に関する保護者の皆様へのお願ひ

新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、県内においても感染者が報告される中、国からの要請に基づき、県立学校の対応について検討いたしました。その結果、県立中・高等学校については令和2年3月2日または3日から、特別支援学校については2日から、春季休業の開始日までの間、臨時休業を実施することといたしました。卒業式については規模等を縮小したうえで実施いたします。

なお、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない特別支援学校の子どもたちについて、学校における感染防止に十分配慮した上で、登校を認めることとしました。

また、市町村立学校および私立学校については、県教育委員会としての考え方をお示しし、以下の点について留意いただくよう市町村教育委員会および学校法人にお願いしたところです。

- 1 小学校低学年の児童や、特別支援学級及び特別支援学校に在籍している児童生徒などのうち、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒等に対して、学校を活用することを含めて配慮をすること
- 2 児童生徒の居場所を確保する場合にあたっては、少人数に分散させるなど、可能な限りの感染防止策を講じていただくこと

なお、今回の臨時休業は、新型コロナウイルスの感染症の拡大を防止するための措置であることから、子どもたちが人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅等で過ごしていただくとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策を徹底していただくようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、子どもたちが臨時休業中はもとより、その後の生活においても安全・安心に過ごすことができるようご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年2月28日

長野県知事 阿部 守一
長野県教育委員会教育長 原山 隆一